特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険関係事務 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾 病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民 健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ: ライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「 被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提 供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支 払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民 健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係 る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払 基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」と ②事務の概要 いう。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を 共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>・オンライン資格確認等システムで被保険者等 の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び 世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険 者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報と オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付 け情報の提供を行う。 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サー ③システムの名称 バ、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項
- ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条
- ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

選択肢> 実施する 実施しない 未定 る給付の支給」の項のうち、第四欄(特定個人 †の支給」等が含まれる項 3,93,97,106,109,120の項
†の支給」等が含まれる項
か2,第12条の3,第15条,第19条,第20条第25条, (事務)に「地方税法」又は「国民健康保険」 めではなくオンライン資格確認の準備として
[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	7年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、それ] ぞれ重点項目評	3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ⁷ 対策の詳細が記載
されている。					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入事	€) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でる 3) 課題が	を入れている ある 残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	2) 十分でる	を入れている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	登又ミ・特保うでき、特保のでは、特保のでは、大学には、できないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	川本登録の際には、本所を含む3情報による所を含む3情報による所生するリスクに対し、人情報を受け渡す際確実なマスキング処理が一入りの書類を郵いないかなど、ダブル人情報を含む書類が	:人からのマ 照会を行うこ 例えば次の (USBメモリ: 里等を行うと B送等する際 レチェックを行 USBメモリに 含まれてい	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報ことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ような対策を講じている。 を使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人でいる。ともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人でいる。ともに、これらの対策を講じていることがは「十分である」と考えられる。		

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]4	≧項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	つれるリスクへの対策 、事務に必要のない情報 て不正に使用されるリス な使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策 クシステムを通じて目の だい、滅失・毀損リスクへ	対策 気を託や情報提供ネットワークシステムを通じた様 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	いる。研修においては受講確 員が研修を受講するための打	在認を行い、未受講者に 措置を講じている。また、 や、必要な内部監査等を	員に対し、e-ラーニングによる教育研修対しては再受講の機会を付与し、関係 対しては再受講の機会を付与し、関係 . 庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が E実施している。これらの対策を講じてし 考えられる。	する全ての職 発生した際等

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中		事後	見直し
平成28年9月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	見直し
平成28年9月12日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二	番号法第19条第7項 別表第二	事後	見直し
平成28年9月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	Ⅰ-5-② 所属長の役職名	町民保健課長 馬見塚 大助	町民保健課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	107-5 特定個人情報の提供・	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	₩-6 情報提供ネットワーク	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	177_7 特定相人情報の程管。	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日		新規項目	[O]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・ 啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	I -1-②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保 険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保 険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者	事前	オンライン資格確認関連事務 導入に伴う改定
令和2年4月24日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中	事前	オンライン資格確認関連事務 導入に伴う改定
令和2年4月24日	Ⅰ-3 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項	事前	オンライン資格確認関連事務 導入に伴う改定
令和2年4月24日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	②番号法別表第一の主務省令で定める事務を 番号法第19条第7項 別表第二	事前	オンライン資格確認関連事務 導入に伴う改定
令和2年4月24日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転	提供・移転しない	十分である	事後	見直し
令和2年4月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法 改正による変更
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	